

## 監理技術者の専任の緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市が発注する工事に係る監理技術者の専任の緩和に関して、必要な事項を定めるものとする。

(専任緩和の対象工事)

第2条 監理技術者の専任の緩和の対象とする工事（以下「兼務対象工事」という。）は、設計金額（他の発注機関による工事の場合は請負金額）が3億円未満（営繕系工事の場合は2億円未満）の工事とする。ただし、発注者が兼務対象工事として認めることが適当でないと判断した場合は、この限りでない。

(兼務を認める条件)

第3条 兼務対象工事において、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合には、監理技術者の兼務を認めるものとする。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、必要な資格を有する者であること。
- (3) 監理技術者補佐は、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、同時に2件までであること。
- (5) 特例監理技術者が兼務する工事現場間の移動距離が、概ね10キロメートル以内であること。
- (6) 特例監理技術者は、主要な会議への参加、工事現場の巡回及び主要な工程の立会等を適正に遂行できること。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 他の発注機関による工事と兼務する場合は、当該発注機関が兼務を了承していること。

2 前項の規定にかかわらず、下関市低入札価格調査実施要領に基づき低入札価格調査の対象とした者を落札者として請負契約を締結する場合は、監理技術者の兼務を認めないものとする。

(特例監理技術者配置の確認等)

第4条 入札参加者又は見積者（以下「入札参加者等」という。）は、兼務対象工事に特例監理技術者の配置を予定している場合は、特例監理技術者配置の確認事項（様式第1号）を入札参加申請時、見積時等の発注者が指定するときに提出しなければならない。

2 入札参加者等は、兼務対象工事に特例監理技術者を配置することとなる場合は、兼務を認める条件を満たすことの確認ができる資料を速やかに提出しなければならない。

(周知)

第5条 兼務対象工事か否かは、入札公告又は通知等により事前に明らかにするものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月6日から施行する。